

## 箕輪町街路灯フラッグアーム利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町の中心市街地である松島区仲町周辺に設置された街路灯等に取り付けられたフラッグアームにフラッグを掲げることに関し、その利用方法等について定めるものとする。

(目的)

第2条 町の中心市街地に統一されたフラッグを掲示することにより、商店街、各種イベント及び推進事業等を盛り上げ、もって町の活性化に寄与することを目的とする。

(フラッグアーム)

第3条 フラッグアームとは、松島区仲町周辺に設置された街路灯等の歩道側に取り付けられた、鉄製のアーム(長さ60cm、メッキ塗装)で、上部に2か所のヒモ穴があるものをいい、箕輪町が街路灯等の所有者に許可を受けたうえで設置し、管理するものとする。

(フラッグ)

第4条 フラッグとは、フラッグアームに取り付ける旗(長さ60cm以内、高さ100cm以内)で、上部に2か所のヒモ穴があり、更に片側1辺に1か所以上のヒモ穴を有するものをいい、基本的に両面印刷対応されたものをいう。

(掲示)

第5条 フラッグを掲示したい者(以下「掲示者」という。)は、別記様式を町に提出し、許可を受けたうえで、定められた期間内に限り無料で掲示できるものとする。ただし、フラッグの設置・撤去及び掲示期間中の管理は、掲示者自身が行うものとし、経費の一切を負担するものとする。

(掲示可能者・団体・機関)

第6条 掲示が可能な者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 地元地域商店組合・実業団
- (2) 国、県及び町並びにこれらに準ずる機関
- (3) 箕輪町及び箕輪町教育委員会が事務局の各種協会・団体
- (4) その他町長が特に認める者

(その他)

第7条 本事業は、その事業の目的を考慮し、単に営利を目的とする宣伝広告には使用できないものとする。

2 本事業の庶務は、産業振興課において行うものとする。

(別記様式)

街路灯フラッグ掲示許可申請書兼許可証

箕輪町長

申請年月日： 年 月 日

街路灯フラッグ掲示にあたっては、利用要領を遵守しますので、以下のとおり許可を申請します。

使用者	使用者（機関・団体）名	
	申込担当者職氏名	
	使用者住所	〒 -
	連絡先	TEL ( ) -
掲示希望期間	年 月 日～ 年 月 日(計 日間) (掲示上の特記事項： )	
掲示内容	【目的】  【掲示項目】	

【フラッグ掲示許可証】

使用者 様

掲示期間中の掲示行為に関する一切の責任を使用者が負うことを条件に、以下の期間中の掲示を許可します。

掲示許可期間	年 月 日から 年 月 日までの間
--------	-------------------

年 月 日

箕輪町長 白鳥 政徳 印